志免町立志免中学校

いじめ防止基本方針

～いじめ　しない　させない　ゆるさない～

１　いじめの問題に関する基本的考え方

（いじめの定義）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

（基本理念）

いじめは、人として決して許されない行為です。しかしながら、どの学校にも、どの子にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組みます。また、いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進めます。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することを旨として、いじめの防止等の対策を講じます。

２　いじめの防止等に対する学校の取組等

本校は、いじめの防止のために策定した「志免中学校いじめ防止基本方針」を運用し、校長のリーダーシップのもと、生徒指導体制を確立します。

また、「志免中学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ防止の組織」を中心として、学校の実情に応じ、次のような取組みを体系的・計画的に進めます。

①　基本方針の策定と組織等の設置

○　いじめ防止対策基本方針を（以下「学校基本方針」という。）を策定します。

○　学校基本方針は、いじめ防止等の基本的な方向や取組の内容等について定めます。

○　学校基本方針を公表し、保護者、地域の理解と協力が得られるよう努めます。

○　学校におけるいじめの防止等のための組織（以下「校内いじめ問題対策委員会」という。）を設置します。

○　校内いじめ問題対策委員会には、心理・福祉などの外部の専門家を位置付け、必要に応じて活用することができる体制を構築します。

②　いじめの防止等のための取組

（いじめの未然防止）

○　豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力の素地を養い、いじめが生まれにくい環境をつくるため、様々な教育活動を通じて道徳教育及び体験活動の充実を図ります。

○　児童等が自分の大切さや他人の大切さを認めることができるよう、全教職員の理解のもと、様々な教育活動を通じて人権教育を推進します。

○　一人一人を大切にした指導を展開し、主体的に参加できる学習活動や受容的な雰囲気と規律を大切にした学級経営を目指します。

○　いじめ防止等に資する児童等の自主的な企画及び運営による活動を推進します。

（いじめの早期発見）

○　「いじめの早期発見・早期対応の手引」（県教育委員会作成）の活用の一層の徹底を図ります。

○　いじめの実態を的確に把握するため、必要に応じて、学校生活アンケートやいじめに特化した無記名アンケート、家庭用チェックリスト、児童等との面談等による定期的な調査その他の措置を講じます。

○　法が規定するいじめの通報・相談への迅速で的確な対応を図るため、いじめの相談・通報に対する調査結果の教育委員会への報告を確実に行います。

（いじめの早期対応）

○　児童等がいじめを受けていると分かったときは、迅速かつ組織的に事実確認を行い、いじめをやめさせるとともに、再発防止に努めます。

○　インターネットを通じて行われる不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐため、直ちに削除等の措置を行い、必要に応じてその他の関係機関等の協力や援助を求めます。

○　学校だけでは対応が困難な事案に対して、ＳＣ、ＳＳＷ、町相談員及び県と連携したいじめ問題等学校支援チームの活用を行い、いじめの問題の早期解決に取り組みます。

（教育相談体制の整備）

○　ＳＣやＳＳＷ等外部の専門家等を活用するなど、学校の教育相談機能の向上を図ります。

○　教育委員会の相談窓口や県教育委員会の子どもホットライン２４相談窓口等の周知の徹底を図り、いじめに関する相談を受け付けるための体制を構築します。

（教員研修の充実）

○　教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、教育委員会と連携し、学校基本方針の共通理解をはじめ、いじめの防止などのための対策に関する校内研修等を実施します。

○　生徒指導担当者等に対して、県と連携していじめの防止及び早期発見のための方策等に関する研修会等への参加を促します。

（保護者・地域等への働きかけ）

○　保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子どもの規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、県や町、警察と連携し、各種リーフレットの家庭への配布など家庭への支援を継続し、啓発活動を推進します。

○　家庭におけるネット上のいじめへの理解や早期発見の促進のために、県と連携し、家庭用リーフレットにおけるネット上のいじめに関する内容を周知します。

（適切な学校評価・教員評価）

○　いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの問題に対して学校や教職員が、問題を隠さず、その実態把握や対応にどのように取組を行っているかについて評価します。

○　日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、その結果を以後の取組に活かします。

３　重大事態発生時の対応

学校で次のような重大事態が生じた場合、速やかに教育委員会に報告し、教育委員会の指示のもと、調査に着手します。

ア　いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ　いじめにより子どもが相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

ウ　子どもやその保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

学校が調査主体となる場合

志免町教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応にあたります。

◆　学校に重大事態の調査組織を設置

※　組織の構成については、「いじめ問題対策委員会」を母体として、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案関係者と直接の人間関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

◆　調査組織による調査の実施

※　いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。性急に因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を正確に調査します。

※　これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料に再分析や必要に応じて新たな調査を実施します。

◆　関係者への適切な情報提供

※　調査により明らかになった事実関係について、関係者（いじめられた子どもやその保護者等）に情報を適切に提供します。

※　情報提供にあたっては、個人情報に十分配慮します。

◆　教育委員会への結果報告及び措置

※　調査結果を教育委員会に報告するとともに、教育委員会の指示のもと、必要な措置を講じます。